

MARCH

さくら街道 夢広場 かわうち

No.306

広報

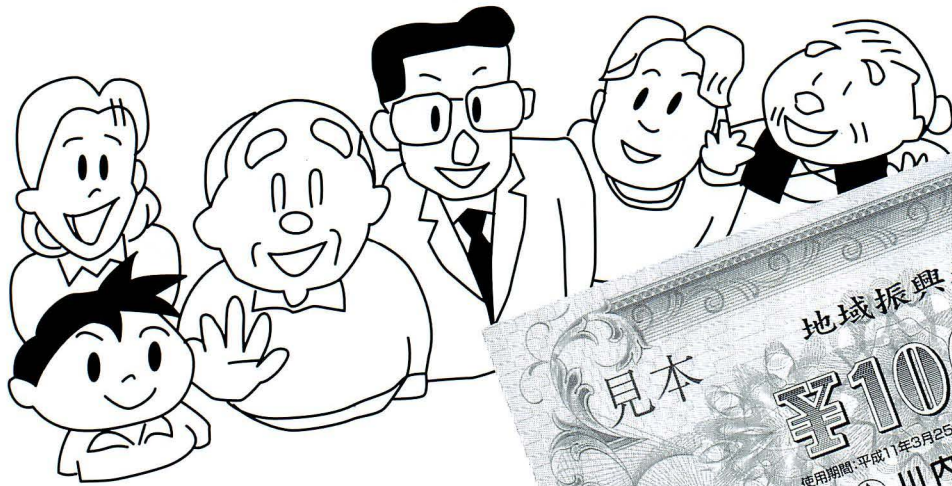
かわうち



1999
3月号



第7回川内駅伝競走大会 2/14



平成11年
3月25日
から

地域振興券の 交付申請・使用が スタートします!

地域振興券の 使用上の注意

- ・商品の購入だけでなく、サービスもOK。
- ・交付開始日(3月25日)から9月30日までの間に限り使用できます。
- ・釣り銭は支払われません。



3 右記ご案内は、取扱店の
一覧表を同封して、三
月中旬に郵送いたします。

2 福祉年金・手当などの受給者や六十五歳
以上のかたで、対象者と思われる方々には、
申請のご案内を個別にいたします。
(ただし、資格要件が満たされない場合も
あります。)

1 十五歳以下の子どもがいる世帯の世帯主
のかたには、引換申請券を郵送いたします。

三月二十五日から地域振興券の交付
が始まります。
対象者と思われる方々には、事前に
次のようなご案内をいたします。

▼... このステッカーのある町内のお店(事業所)
で使用できます。

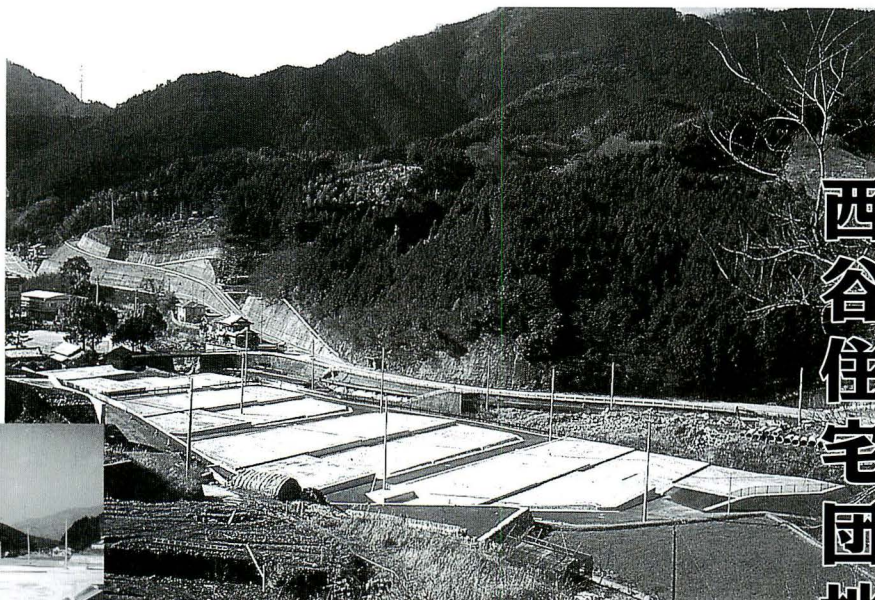
【問い合わせ先】

川内町 総務課

☎966-2222

地域振興券係まで

西谷住宅団地 完成



団地のすぐ近くに西谷小学校、西谷幼稚園があります。



□住宅団地の概要

- ・ 区画数……………24区画
- ・ 区画規模……………49.6～83.5坪
(平均56.9坪)
- ・ 道路……………5m・4m
- ・ 水道……………西谷地区簡易水道
- ・ 汚水処理……………合併処理浄化槽
- ・ その他…防火水槽、ゴミ集積場

【宅地分譲に関する問い合わせ先】

土地開発公社事務局（企画調整課） ☎966-2222

川内町土地開発公社において、西谷小学校前に整備を進めておりました、西谷地区若者定住促進事業の住宅団地造成工事が完了しましたので、概要をお知らせします。

なお、宅地分譲について詳しいことは、来月号の広報でお知らせします。

□事業の目的

中山間地域にある西谷地区の就学児童の確保を図るとともに、若者の定住による地域の活性化に資することを目的とする。

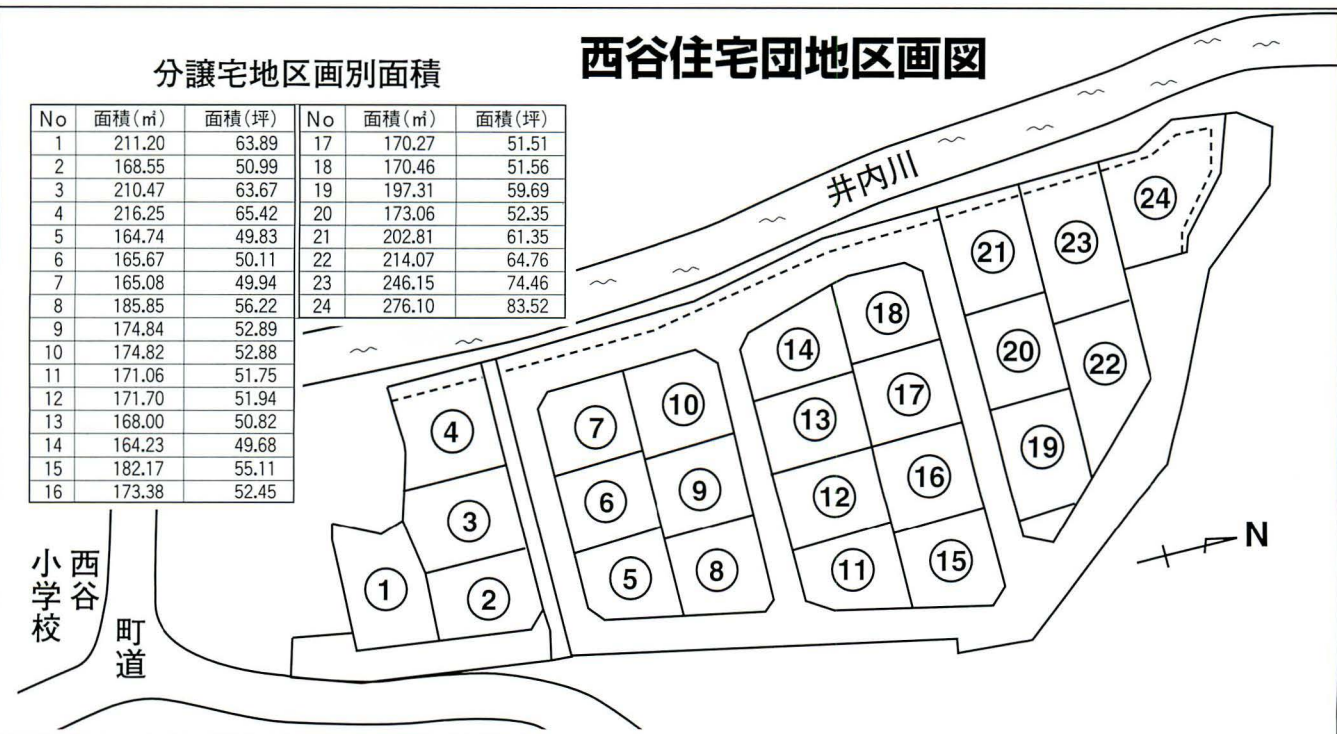
□分譲開始時期

平成十一年四月（予定）

西谷住宅団地区画図

分譲宅地区画別面積

No	面積(m ²)	面積(坪)	No	面積(m ²)	面積(坪)
1	211.20	63.89	17	170.27	51.51
2	168.55	50.99	18	170.46	51.56
3	210.47	63.67	19	197.31	59.69
4	216.25	65.42	20	173.06	52.35
5	164.74	49.83	21	202.81	61.35
6	165.67	50.11	22	214.07	64.76
7	165.08	49.94	23	246.15	74.46
8	185.85	56.22	24	276.10	83.52
9	174.84	52.89			
10	174.82	52.88			
11	171.06	51.75			
12	171.70	51.94			
13	168.00	50.82			
14	164.23	49.68			
15	182.17	55.11			
16	173.38	52.45			



議 会

報 告

補正総額 二億八千三百五十三万八千円 地域振興券交付事業費など

二月臨時町議会が二月五日

開催され、工事請負案件七件、補正予算三件、許可一件、選挙一件を原案どおり可決し、同日閉会しました。

■補正予算

○一般会計

地域振興券交付事業費など

補正総額 一、二八、三六二、二千元

累計総額

六、三二二、九三六、六千元

○簡易水道特別会計

道路工事支障移転布設替工事請負費など

補正総額 五、一七六、六千元

累計総額 二、三二、四〇三、二千元

○公共下水道特別会計

処理場建設委託料などで

補正総額 一五〇、〇〇〇、〇千元

累計総額 九二五、四九二、二千元

■一般議案

○平成十年度地方改善施設整備事業茶堂猪ノ窪海上線道路

改良第一工区工事請負契約の締結について

○平成十年度地方改善施設整備事業茶堂猪ノ窪海上線道路改良第二工区工事請負契約の締結について

○平成十年度地方改善施設整備事業茶堂猪ノ窪海上線道路改良第三工区工事請負契約の締結について

○平成十年度地方特定道路整理事業三軒屋音田線道路改良工事請負変更契約の締結につ

交通災害共済に みんなで加入しよう!



市町村交通災害共済は、不幸にして交通災害を受けた時、少しの掛金で見舞金を受け取ることができる制度です。

車を運転される方はもちろん、特にお年寄り・子どもを含め、家族そろって加入されるようおすすめします。

□加入資格

川内町に住民票(平成11年4月1日現在)のある方。ただし、学生等で町外に出ている方も、扶養義務者が加入する場合は加入できます。

□共済掛金(1人年額)

一般 600円
中学生以下 250円

(昭和59年4月2日以後に生まれた人)

□共済期間

平成11年4月1日から
平成12年3月31日まで

□加入申込

各区長さんまたは、役場総務課で受け付けします。

等級	災害の程度	金額
1	死亡	100万円
2	医師の治療実日数360日以上の傷害	20万円
3	医師の治療実日数180日以上360日未満の傷害	17万5千円
4	医師の治療実日数96日以上180日未満の傷害	15万円
5	医師の治療実日数80日以上96日未満の傷害	12万5千円
6	医師の治療実日数64日以上80日未満の傷害	10万円
7	医師の治療実日数48日以上64日未満の傷害	7万5千円
8	医師の治療実日数32日以上48日未満の傷害	5万円
9	医師の治療実日数16日以上32日未満の傷害	3万円
10	医師の治療実日数7日以上16日未満の傷害	1万円

【問い合わせ先】

役場総務課 ☎966-2222

新議長に 松本量氏



二月五日開催の二月臨時町議会において、成川耕造議長の議長辞職に伴い、議長選挙

【電話】 966・3248

【略歴】 町議会議員三回当選、副議長、総務文教常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、川内町重信町衛生組合議会議長、農業委員会委員など

いて
○平成十年度県費補助事業宿野線道路改良工事請負変更契約の締結について
○平成十年度公共下水道事業10-1補-管渠工事③請負変更契約の締結について
○平成十年度公共下水道事業10-1補-管渠工事③請負変更契約の締結について
同氏の略歴は次のとおりです。
量氏が選ばれました。

農家のみなさん、全員参加の

「全国とも補償事業」に参画しましょう！！

平成十一年度は、緊急生産調整推進対策（平成十年度～十一年度）の二年目として、米の需給関係の改善と価格の回復を本格的なものとすべく、引き続き着実な生産調整の取り組みを行っていくことが不可欠です。

米の状況

米余りにより、平成十一年十月には、国産米在庫量が二六一万トン見込まれており、適正備蓄量とされる二〇〇万トンを超過しています。

今後とも、米の在庫水準の適正化を図ることにより、米の需給バランスをとることが米価を安定させることとなります。

○米需給安定対策

生産者拠出と政府の助成により全国規模で資金を造成し、生産者に取組実績に応じて補償金を交付する制度です。

対象・要件

①生産調整を一〇〇%以上実施した農業者が対象

②全国とも補償へ参加（水田面積一〇アール当たり三、〇〇〇円の農家拠出補助）

補償金

転作等の実施態様に応じて次の補償金が受け取れます。

転作補償単価表

態 様	単 価
①一般作物転作（麦、大豆、飼料作物等） 永年性作物転作（果樹等） 多面的機能水田（景観形成作物等）	25千円/10a
②調整水田	10千円/10a
③特例作物転作（野菜等）	4千円/10a
④土地改良通年施行、保全管理、自己保全管理	4千円/10a
地域集団加入促進（上記①～③に加算）	5千円/10a

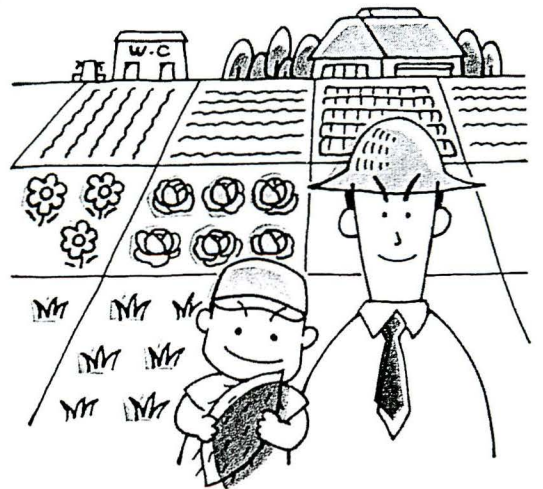
※ 地域で集団的に加入した場合には、補償金が加算されます。

○稲作経営安定対策

自主流通米価格が下落した場合に生産者拠出した場合による資金から一定の補てん金を交付する制度です。

対象・要件

①全国とも補償制度への参加者で、生産調整を一〇〇%以上実施した農業者の出荷



補てん金

補てん基準価格と当年産米価格との差額の八〇%が補てんされます。

する自主流通米が対象

②補てん基準価格（銘柄ごとに過去三カ年の自主流通米の平均価格）の二%を拠出（コシヒカリで六〇kg当たり三八〇円程度）

○問い合わせ先

役場産業課

☎966・2222



米政策のあらまし

国保財政の健全な
運営にご協力ください。

交通事故

にあったとき



示談の前に必ず 国保に届出を

●交通事故

交通事故などのように、第三者の行為によってけがをしたり、病気になった場合、その医療費は相手方が負担すべきものです。

●診療

ただし、相手方と話し合いがつかなかったり、相手方にお金の持ち合わせがないような場合、国保で診療をうけることは差し支えありません。

●国保の届出

国保で診療をうけた場合の医療費は国保が一時たてかえているにすぎず、あとで国保から相手方に請求することになります。必ず国保の窓口へ届出てください。

●示談

国保へ届け出る前に相手方と示談を結んでしまうと、その内容によっては、あとで国保が相手方に対する請求権を失ってしまうような場合が生じます。示談を結ぶ前に必ず国保の窓口へ届け出てください。

①まず落ち着いて

落ち着きが何より肝要。ショックのあまり冷静な判断を失ってはなりません。

②相手を確認



ナンバー確認のほか、運転免許証の必要事項も確かめましょう。

③必ず警察へ連絡を



警察と国保の窓口へまず事故の届出を。

④示談は国保へ届け出してから

国保で治療をうけるときは、示談はあとまわしにして必ず国保の窓口へ連絡。示談はあせてする必要はありません。

保険証



保険証（正しくは国民健康保険被保険者証）は、国保の被保険者であるという証明書であると同時に、お医者さんにかかる時の受診券の役割を果たすものです。

国保に加入すると1世帯に1枚ずつ交付されます。保険証は大切に取り扱いましょう。

保険証の取り扱い

- ◆内容を確かめておく
交付された保険証の記載事項に誤りがないかどうかを確かめておくこと。
- ◆紛失したり破ったりしたとき
紛失したり破って使えなくなったときは、すぐ国保の窓口へ届け出て再交付を受けてください。その場合、元の保険証が残っているときはそれを返してください。
- ◆必ず手元に保管する
お医者さんの診療がすんだら、必ず手元に保管しましょう。
- ◆資格がなくなったら返す
他市町村へ転出したり職場の健康保険に入ったときは必ず届け出をし、保険証を返してください。
- ◆書き換え
有効期間が過ぎた保険証は使えません。新しいものを郵送します。
- ◆もう一枚の保険証
修学のため、あるいは出稼ぎや長期旅行などのため必要なきは、もう一枚の保険証を発行します。
- ◆被保険者に異動があったとき
被保険者に異動があったとき、自分で勝手に書き直すと、その保険証は無効になります。必ず国保の窓口で訂正してもらってください。

若者・主婦・高齢者が狙われる

〜つらい話には要注意〜

年ごとに悪質商法の種類は多様化し、法律違反ぎりぎりの巧妙な手口が増えています。言葉巧みに近づいてくる勧誘員、しつこい販売員に対して、あなたは毅然とした態度で「必要ありません」と、断ることができませんか？



「必要ありません」とはつきり言おう

三・四月は多くの新社会人や新入学生が一人暮らしを始める季節です。この時期、新生活をはじめたばかりで周囲に相談できる人のいない若者が、悪質な商法の被害に遭う例が少なくありません。

また、主婦や高齢者が健康食品、化粧品、婦人下着などの消耗品や浄水器などの購入契約のトラブルに巻き込まれるケースも依然として目立っています。

このほか、お年寄りだけの

世帯や留守番中のお年寄りをねらい、うその情報によって電話機を買い替えさせたり白アリ駆除を行ったりする悪質な業者もいます。不審な点は詳しい情報を求めるなど、わたしたち消費者が十分に納得したうえで契約する姿勢が必要です。また、なによりも、不要な商品やサービスの勧誘に対してはあいまいな返事をせず、きっぱり「必要ない」と断ることが重要です。

※勧誘や契約の際におかしいと感じたら次のところへご相談ください。
松山市山越町450番地
愛媛県生活センター「消費者110番」☎925-3700

固定資産税台帳の縦覧について

地方税法の規定により、3月1日～3月23日（土曜日及び日曜日は除く）までの間、役場税務課において、固定資産課税台帳の縦覧を行います。ご自分の土地や、建物の価格をお確かめになりたい方は、期間中無料でご覧になれますので、お気軽にお越しください。

なお、従来より土地の固定資産税評価額は、3年に1度の見直しのみでしたが、近年の商業地を中心とした地価下落に対応するため、価格の下がった地域については、それに基づき修正をすることとなりました。

詳細につきましては、役場税務課までお問い合わせください。

☎966-2222



●忘れていませんか！保険料納付● ～国民年金保険料は、忘れずに期限内に納めましょう～

国民年金は、世代と世代の助け合いの制度です

国民年金制度は、国民みんなが加入して若い世代が、年金世代を支える仕組みになっています。

私たちが納める保険料が今のお年寄りの生活を支え、私たちが年老いたときには、次の世代の人たちが納める保険料によって支えられる、国民全体の支え合いの制度です。

あなたとあなたの家族にとって大切な保険料です

保険料を納め忘れると、将

来受ける老齢基礎年金の額が少なくなったり、場合によっては受けられなくなったりします。

また、万一の事故や病気などで障害者になってしまったときに支払われる障害基礎年金や、不幸にも亡くなられたときに支払われる遺族基礎年金を受けることができなくなる恐れがあります。

あなたとあなたの家族に大切な保険料納付です。忘れずに納めましょう。

「年金に関する問い合わせ先」役場福祉課年金係

☎966・2222

子どもと話そう

近頃、子どもと話をしていますか？

ふだん、子どもとふれあう時間をもっていませんか？思い出してみてください。あなたの子ども時代を。つらいとき、悲しいとき、悩んだときを。周囲に分かってもらいたかったことは何だったか。どんなアドバイスや励ましの言葉が役立つたか。

子どもたちの心のシグナルに気付き、受け止めてあげられる大人であるために、大切にしてください。子どもたちとの時間。

コミュニケーションの大切さ

学校でのいじめ、少女たちの性非行、ナイフを使った殺傷事件など、最近の子どもたちをめぐる問題は深刻です。

家庭や地域での教育力の低下が叫ばれるとともに、子どもとのコミュニケーションの大切さが改めて指摘されています。大人たちが日ごろから子どもとふれあい、話し合う時間をもつことによって、子どもの心のシグナルに早い段階から気付き、救いを求める子どもたちを受け止めることができるのです。

シグナルを受け止める

それまで問題のなかった子

どもが突然暴力をふるうなど、「いきなり型」の非行も増えていると言われています。しかし、そうした子どもたちは、本当に「何の問題もなかった子」だったのでしょうか？子どもがのちよつとした一言や、家族との対話避ける態度などから、心の揺らぎを読み取れる重大なシグナルがこめられていたのではないのでしょうか。あなたは最近、子どもと話をしていますか？いま、子どもが何に関心をもち、どんなことに悩んでいるか、きちんと把握していますか？

家庭・地域のそれぞれで

子どもは未来の担い手として期待される社会の宝です。大人たち全員に家庭や地域のそれぞれで子どもたちとふれあい、話し合う機会の大切さを改めて考えてもらうことが必要なのです。

3月の行事

川内町・重信町 消防出初式

□日時

3月7日(日)午前9時から

□場所

重信中学校グラウンド

(雨天の場合は、重信町町民会館
大ホール)

□参加団体

川内町・重信町消防団、東温消防署、
東温防火管理者連絡協議会、田窪婦
人防火クラブ、拝志小学校少年消防ク
ラブ、北吉井幼稚園幼年消防クラブ



図書寄贈の

お礼

中央公民館図書室に、今年度も次の方々より図書を寄贈していただきました。

厚くお礼申し上げます。

高瀬 秀近 様(下 沖)
野口恵美子 様(森)
富久由加里 様(惣田谷下)
山崎 文雄 様(横灘団地)
坂本 昭良 様(横灘団地)
和田 義雄 様(曲 里)
宇和川利幸 様(保 免)
高橋 昌人 様(中之町)
山本アツ子 様(上 砂)
高須賀チヨノ様(竹之鼻)
竹市 洋三 様(松山市)
菅野 華泉 様(松山市)
東谷小学校・関前村・五十
崎町・重信町教育委員会・
建設省四国地方建設局・
愛媛県美術館・日本教育
新聞社・川内郵便局・愛媛
新聞社・西合志町

図書室は、土・日曜日にも利用
できます。(午前九時から午後
四時三十分まで。火曜日はお
休みです。)

日本国憲法が保障する

基本的人権とは

一 人権のいろいろ

一 自由に生きる権利

人は誰でも、それぞれの個性や能力を生かして自分自身の人生を築くことができ、他から束縛されたり強制されない権利です。

当然のことで、実現されていると思いがちですが、長い間の因習や偏見もあって、必ずしも完全ではありません。

① 身体的自由

自由な人間の基本で、だれも法律の定める手続きなしに拘束したり、刑罰を加えたりできません。

② 精神の自由

思想・良心及び表現の自由で、信教の自由、学問の自由を保障し、言論、集会、結社

の自由を認めています。

③ 経済活動の自由

職業を選ぶ自由、住居・移転、財産活用などの自由が保障され、現代の私達の社会は、経済活動の自由によって大きく発展してきました。

二 平等の権利

① 法の下での平等

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分、又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない」(第十四条)として、一人一人を大切にしています。

② 男女の平等

男女の本質的平等を保障して、結婚は両性の合意のみで成立し、夫婦は同等の権利を持ち、財産権や相続も同じで

す。社会生活も男女同じ権利を保障しています。

三 人間らしく生きる権利

① 生存権

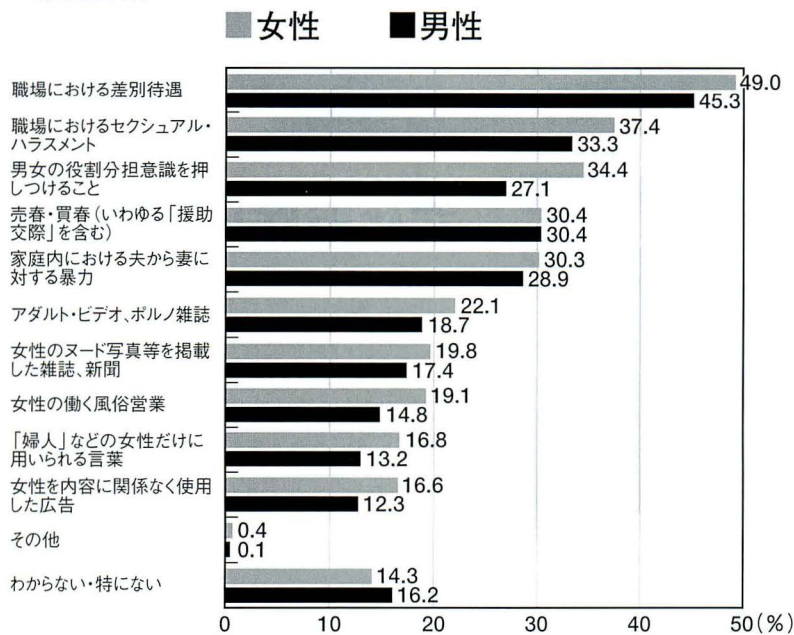
すべての人に、少なくとも人間らしいといえる生活を保障

障するもので、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第二

五条)として、その保障のため社会福祉や社会保障を進め

ることを国の責務としています。

●女性に関する事柄で、人権上問題があると感じること (複数回答)



資料出所:総理府「人権擁護に関する世論調査」(平成9年)により作成

② 教育を受ける権利

個人の向上欲求を満たし、ひいては社会の向上のため、国民の教育への権利を保障し、義務教育は無償としています。

③ 勤労の権利

「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」(第二七条)と定めて、労働の機会を保障し、団体交渉権も認められています。

二 人権を守るために

① 参政権

選挙権、被選挙権、国民審査権、住民投票権を認め、人権を守る力を行使できます。

② 請求権

権利を侵害されたとき、損害の回復を求めて裁判を受ける権利が保障されています。

③ 公共の福祉

人権を平等に保障するため、権利の濫用をいましめ、社会全体の利益(公共の福祉)のために使う責任を定めています。また、この人権を守るため、国民のたえまない努力を求めています。

◀愛媛県小学生バレーボール大会 で第3位! (川上小学校スポーツ少年団) バレーボール部女子

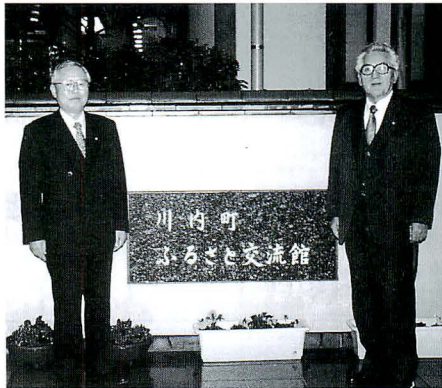
1月10日・17日の2日間行われた第7回愛媛県小学生バレーボール連盟会長杯小学生バレーボール大会において、川上小学校スポーツ少年団バレーボール部(女子)が参加62チームの中から勝ち上がり、準決勝で優勝した「素鷺」に破れたものの、3位決定戦で「ひかり」に勝ち、堂々の第3位に輝きました。



ようこそ川内町へ 木次町長、来町

姉妹町交流事業の一環として、木次町の田中町長が1月19日来町されました。

寒風の中、白猪の滝、塩ヶ森ふるさと公園を視察された後、川内町ふるさと交流館で意見交換などを行い、交流を深めました。



文化財防火訓練

1月23日三島神社で、1月26日医王寺でそれぞれ文化財防火訓練が行われました。

東温消防署の指導のもと、地元の方々や消防団員が放水訓練や消火訓練にきびきびと取り組んでいました。



▲ 医王寺(宝泉)

◀ 三島神社(保免)

第7回セルジオ越後杯争奪戦 ▶ 川内サッカー大会

第7回セルジオ越後杯争奪戦川内サッカー大会が1月23・24日、川上小学校体育館及び勤労者体育センターで開催されました。

大会では、セルジオ越後さん率いるアミーゴスに参加チームが挑戦。プロ集団のアミーゴスからゴールを奪う場面もあり、会場は、熱気に包まれていました。





少年式

2月3日、川内中学校で少年式が行われ、14歳の春を迎えた2年生147名の人生の節目を祝いました。

学習発表会 & 学芸会 & おゆうぎ会

1月31日の東谷幼・小合同学芸会を皮切りに各幼稚園・小学校・保育園の学習発表会、学芸会、おゆうぎ会がそれぞれ開催されました。



東谷幼稚園・東谷小学校合同学芸会1/31



川上小学校学習発表会2/7



西谷幼稚園・西谷小学校合同学芸会2/7



“学校安全優良学校”表彰 を受賞（川上幼稚園）

二月九日、県生涯学習センターで行われた「平成十年度愛媛県学校保健大会」において、川上幼稚園が「学校安全優良学校」表彰を受賞しました。



川上幼稚園
おゆうぎ会 2/6



川内保育園
おゆうぎ会 2/14

みんなの広場



みんなの広場に登場していただく方を募集しています。「この人」「満一歳おめでとう」などのほか身近な話題、情報を役場総務課広報係までご一報ください。

☎ 966・2222 (代)

川内町を

「あいさつの町」

にしませんか！

(川上小学校児童健全育成協議会)

朝、「おはようございます」のあいさつを交わすと、気持ちよく一日のスタートを切ることが出来ます。「こんにちは」のあいさつです。すっと温かい気持ちになれるものです。あいさつはとても大切だとつくづく感じています。

本校では、年度当初より「児童のよいあいさつをしよう」と児童に投げかけてきました。徐々にではありますが、進んであいさつのできる児童も増えてきています。今後さらに、誰かに会ったときに



自然にあいさつができるようになってほしいと思っています。

ところで、気持ちのよいあいさつが進んでできる児童を育てるためには、地域の皆さんの協力は欠かせません。これまでも、登下校途中の児童に積極的に声をかけて下さっている方がいらっしゃるのを見聞きし、非常にありがたく思っています。児童は、あいさつ

の良さに気づき、自分もあいさつをしようという気持ちが高まってきています。

川内町をあいさつの声のあふれる「あいさつの町」にしませんか。いろいろな場であいさつの和が広がればいいと思います。どうか児童が自分からあいさつをしないようなことがあれば、大人の側からもあいさつをしていただきたいと思っています。あいさつがよくできることを誇れる町、そんなすてきな町にしていきたいと考えています。

また、本校では、学校のすぐ南側と西側の道を『あいさつ通り』と名づけました。児童はもちろんですが、どうか地域の皆さんにも、その道を通る際にはできるだけあいさつを交わしていただきたいと思っています。そして、あいさつの和をどんどん広げていっていた

文芸

表川吟社二月例会報

池川 蛸谷選

- | | |
|------------------|-------|
| さんさんと日差しよき庭迎春花 | 渡部 栄樹 |
| 春光や離島めぐりの定期船 | 渡部てるみ |
| 暖かや一歩踏み出す押し車 | 菅野 美岬 |
| 看護り女のささくれ指や風二月 | 樋口 史子 |
| 友見舞ふ両の手に乗る寒卵 | 田中 笹子 |
| 孫に読む昔むかしや建国日 | 大下 典子 |
| 休日の遅き朝餉や蜆汁 | 戒能 多喜 |
| 「ありがとう」の孫の笑顔やお年玉 | 渡部 五月 |
| スーパーで間に合はせけりなずな粥 | 和田 準 |
| 山始め一年の計子に語り | 池川 芙弥 |
| 看とり居る窓の輝き初日の出 | 菅野 美代 |
| 福袋の中味確かむ親子かな | 宮崎 越路 |
| 風花を追ひかけ消えるハイウエー | 領家 世津 |
| 荒波の磯の渡しや冬鷗 | 野中 加寿 |
| 雄鶏の蹴ってつひばむ霜の畑 | 宇和川悠起 |
| 溪流の光まばゆし猫柳 | 池川 蛸谷 |

FORUM

募集

ふれあい看護体験'99 参加者募集

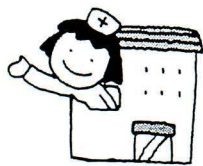
看護週間の行事として一日看護体験の参加者を募集しています。「将来看護婦になりたい」学生さんはもちろん、「ご家族の介護に役立てたい」方、「病院のことを知りたい」方など、日頃看護とは無縁の生活を送っているOL、主婦、男性の方々もどなたでも参加できます。ぜひご応募ください。

■実施日・実施施設

下記のとおり

■申込み方法はがきに住所、氏名

(フリガナ)、年齢、職業



(学生は学校・学年)、電話番号、希望病院名、洋服サイズ

実施月日	施設名	募集人員
5/8	松山ベテル病院	6名
5/8	愛媛十全医療学院附属病院	10名
5/10	松山赤十字病院	10名
5/11	松山記念病院	20名
5/11	訪問看護ステーション愛媛	3名
5/12	愛媛県立中央病院	10名
5/12	愛媛大学医学部附属病院	10名
5/12	松山市民病院	10名
5/13	国立病院四国がんセンター	15名
5/13	国立療養所愛媛病院	10名

を書き、4月9日(金)までに左記へ申し込んでください。
※中学生・高校生は、参加に關しては学校の許可が必要です。

■申込み先

〒790・0843松山市道後町2丁目11の14 社団法人 愛媛看護協会内 愛媛県ナースセンター(☎93・1287)

母子福祉センター技能習得事業(和裁科・早縫和裁科)受講生募集

■対象者

(1)県内居住の母子家庭の母、若しくはその子女、又は寡婦

(2)年齢はおおむね60歳までとする。

(3)経験の有無は問わない。

■申込締切日

3月10日(水)

■技能習得期間
平成11年4月上旬～平成12年3月下旬

■費用

受講料は無料(ただし、通所に要する費用は自己負担)

■問い合わせ先

川内町福祉課母子福祉係
☎966・2222

就業を希望する女性のための技術講習会

■科目

・ワープロ(日商検定3級)
・経理事務(簿記検定3級)
・老人、病人介護技術講習会(ホームヘルパー2級課程)

■会場

松山市山越町450番地
愛媛県女性職業センター

■受講料

無料(教材費一部自己負担)

■問い合わせ先

受付期間(3・4月中)、開催日時(4月以降)など詳しいことは、愛媛県女性職業センター(☎923・2201)へお問い合わせください。

ださい。なお、申込みは、印鑑持参のうえ、同センターへお申し込みください。

内職を希望する女性のための技術講習会

■科目

・フランス刺しゅう
・姫てまり

■会場

松山市山越町450番地
愛媛県女性職業センター

■受講料

無料(教材費一部自己負担)

■問い合わせ先

受付期間(3・4月中)、開催日時(5・6月中)など詳しいことは、愛媛県女性職業センター(☎923・2201)へお問い合わせください。なお、申込みは、印鑑持参のうえ、同センターへお申し込みください。

車いすウォーキング

車いす参加者・介助ボランティア募集

今治市サイクリングターミナルから来島海峡第三大橋を渡り、同ターミナルに帰る片

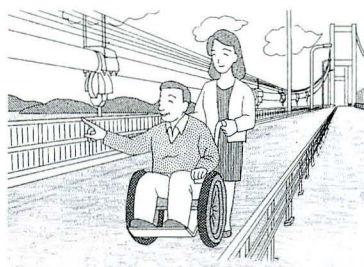
道約2kmの車いすウォーキングを実施します。

□日時

5月～10月の特定日(土・日・曜日) 10時～16時30分

□募集人員

1日あたり20人程度



詳しいことは
しまなみ海道99ボランティアセンター
☎941-2111 (内線2766・2765)

相談

人権相談所

□日時

3月3日(水) 午前10時から
午後3時まで

□場所

川内町中央公民館

□相談内容

差別やいやがらせ、家庭問題や隣近所とのもめごと、いじめ相談など

□相談担当者

人権擁護委員・法務局職員
(相談無料・秘密厳守)

いじめ・なやみ等の教育相談

□日時

毎週月・火・水・金曜日
午前8時30分～午後5時

□場所

中央公民館2階教育相談室

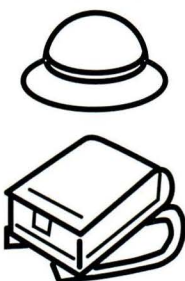
□内容

いじめ・登校拒否等教育上の悩みについて、本人または保護者・関係者からの相談

□相談員

渡部良温教育相談員が相談に応じます。(無料・秘密厳守)

(相談電話)
966-6150



いじめですか

労働基準法が

改正されます

平成10年9月30日、改正労働

働基準法が公布され、一部を除き、平成11年4月1日から施行されます。

愛媛労働基準局並びに県下の各労働基準監督署では、積極的に改正内容を周知するため、説明会の開催等を行うこととしています。

説明会や改正内容等、詳しいことは次のところまでお問い合わせください。

○松山労働基準監督署

☎935・5215

○愛媛労働基準局監督課

☎935・5200

大検制度の説明会と個別相談会

毎年1回、実施される「大検入学資格検定」(大検)。今年も、8月の第一週の4日間県立松山南高校で行われる予定です。

大学進学や各種資格取得のため、高校卒業と同等の学力認定の道を拓く「大検入学資格検定」(大検)の説明会と個別の相談会を次のとおり開催いたします。

□開催日時

3月27日(土)
午後1時30分～4時30分

□会場

松山市千舟69の4 松山市中央新玉公民館4階ホール

□参加申込み方法

どなたでも参加できます。費用は無料です。会場準備の都合から、事前の電話予約が必要です。お早めに申込みください。

□問い合わせ先

財団法人 日本産業開発青年協会・大検情報センター
☎0120・555・01

給水装置工事事業者の追加指定について

平成10年12月から平成11年1月の間に給水装置工事事業者として追加指定した業者は次のとおりです。

□(有)松山水道工業所

松山市和泉北2丁目5番27号 (☎943・0643)

8 (フリーダイヤル)



●3月ごみの収集日●

清掃センター 電話 966-4989

1.もえるごみ

収集曜日	収集地域	収集日又は収集変更日
毎 週	月・木 東谷・西谷 土谷・滑川・奥松瀬川 天神 (山田団地を除く)	3月22日(月)は 3月23日(火)に収集
	火・金 北方東・北方西 南方東・南方西	変更なし
水・土	町西・町東 (天神を除く) 山田団地・横瀬団地・前松瀬川	

2.もえないごみ・粗大ごみ

収集地域	ガラス・空ビン類	空き缶等金物類	粗大ごみ
東谷・西谷 土谷・滑川・奥松瀬川 天神 (山田団地を除く)	3月8日(月)	3月25日(木)	3月15日(月)
北方東・北方西 南方東・南方西	3月9日(火)	3月26日(金)	3月16日(火)
町西・町東 (天神を除く) 山田団地・横瀬団地 前松瀬川	3月10日(水)	3月24日(水)	3月17日(水)



3/3 耳の日

健康センターから

3月健康情報

●健康センター ☎966-2191

乳幼児健診

○もぐもぐ教室（離乳食講習）

日時 3月10日（水）
午前9時30分～
場所 健康センター
対象児 平成10年8月～10月生ま
れの乳児とその母親
内容 栄養士の話
「離乳食の進め方」
調理実習及び試食
身体計測、育児相談
持参品 母子手帳、エプロン

○子育て教室

日時 3月16日（火）
午前9時30分～12時
場所 健康センター
対象児 平成8年10月～12月生ま
れの幼児とその保護者
内容 講話「元気な歯をつくら
う」、ブラッシング指導
手作りおやつを試食
持参品 母子手帳、アンケート
（事前に送付します）、歯
ブラシ、コップ、タオル

○3歳児健康診査

日時 3月18日（木）
受付 午後1時～2時
場所 健康センター
対象児 平成7年7月～9月生ま
れの幼児
内容 身体計測、小児科診察、
歯科診察、保健指導（栄
養、歯科）
持参品 母子手帳、アンケート
（事前に送付します）

○乳幼児相談

日時 毎週水曜日
午前9時～12時
場所 健康センター 1階
内容 身体計測、育児相談
持参品 母子手帳

健康講座

○いきいき健康講座

「眼の老化と成人病」
日時 3月15日（月）
午後1時30分～3時
場所 健康センター 2階
講師 愛媛大学医学部眼科
宇野敏彦 先生

○高血圧健康講座

場所 健康センター2階
対象 川内町民
★3月2日は、調理実習
の関係で定員25名
持参品 筆記用具、健康手帳
★3月2日は、エプロンも。
★3月19日は、運動でき
る服装と室内シューズも。

日時	内容	講師
3月2日(火) 午前9時30分 ～12時30分	講演 「高血圧を予防する 食事～これが本当 の減塩食～」 調理実習	川内町栄養士 河端 千津子
3月19日(金) 午後1時30分 ～3時	講演・実技 「運動で血圧が下 がる!～さあ始めよう、 簡単体操～」	愛媛県健康増進 センター 運動指導員 横田 臣博先生

申込み先、お問合わせ先
参加希望の方はご連絡下さい
《健康センター 電話：966-2191》

健康相談

○健康相談・栄養相談

血圧測定、尿検査を行っています。健康に
関することはお気軽にご相談下さい。
日時 毎週水曜日 午前9時～12時
場所 健康センター 1階 運動指導室

○こころの健康相談

精神的に不安定だったり、お年寄りの痴
呆等の相談をお受けしています。
日時 3月11日（木）午前9時～12時
場所 健康センター及び家庭訪問
（注）予約制ですので、事前に保健婦ま
でご連絡下さい。

リハビリ

理学療法士による機能回復の訓練を行っ
ています。
日時 毎週水曜日 午後1時～3時
場所 ガリラヤ荘
（注）申し込みが必要ですので、保健婦
までご連絡下さい。

不用犬・野犬引き取り

日時 毎週月曜日 午前8時30分～10時
場所 健康センター
持参品 印鑑、登録をしている犬は鑑札

3月の当番医

（診療時間：午前8時30分～午後5時30分）

日	当番医	住所	電話
7日 （日曜日）	国立療養所 愛媛病院	重信町 横河原	964- 2411
14日 （日曜日）	中川病院	松山市 南梅本町	976- 7811
21日 （春分の日）	いのうえ 小児科	重信町 北野田	955- 0055
22日 （振替休日）	藤石病院	重信町 志津川	964- 1234
28日 （日曜日）	増田 整形外科	松山市 南梅本町	970- 2020

予防接種

日 時	対象児と注意事項
3月2日(火) 午後2時～3時	3ヵ月～7歳6ヵ月の者。 *百日ぜきにかかったことのある方は二種混合（ジフテリア・破傷風）を受付で申し出てください。

○場 所 健康センター2階 ○持参品 母子健康手帳、予防接種手帳、体温計



表紙の写真

2月14日、駅伝競走大会が川上小学校で行われました。

スポーツ少年団、中学生そして、今年は、一般からの参加も3チームに増え、沿道での応援にも熱が入っていました。



町の動き

(2月1日現在)

人口	11,057人 (+16人)
男	5,243人 (+12人)
女	5,814人 (+4人)
世帯数	3,737戸 (+12戸)

戸籍の窓

(1月受付分・敬称略)

☆お誕生おめでとうございます

住所	保護者	名前	生年月日
板戸	武方 一憲	大空 大	12. 28
茶堂	岡田 博行	颯 葵	1. 7
横灘地3	高野 篤誌	颯 裕	1. 8

★ごめい福をお祈りいたします

住所	氏名	年齢	死亡日	世帯主
狩場	近藤 澤興	85	12. 27	近藤 澤興
下沖	渡部 勝子	61	1. 5	渡部 昭夫
竹之鼻	高須賀 義男	92	1. 10	高須賀 義男
保免	梅木 ミヨリ	90	1. 13	梅木 繁實
井内西	菅野 唯一	79	1. 17	菅野 和徳
高木	高木 安子	91	1. 18	高木 國雄
森	難波 正則	53	1. 19	難波 正則
三軒屋	伊達 忠直	68	1. 20	伊達 忠直
三軒屋	権田 進	78	1. 21	権田 秀憲
西之側	近藤 チズ子	83	1. 22	近藤 正松
一ヶ谷	宇和川 伸一	62	1. 25	宇和川 伸一
永野	中岡 ナカ	89	1. 31	中岡 武男

交通事故の発生状況

平成11年2月10日現在

	本年	昨年比
発生	139	+ 15
死者	4	+ 2
傷者	172	+ 13

(松山南警察署管内)

- 高齢ドライバーによる事故が増加傾向
- 夜間の死亡事故、昨年比+300%
- 思いやりの心で高齢者を守ろう

編集/川内町総務課

〒791-0393 愛媛県温泉郡川内町大字南方286番地

TEL (089) 966-2222

印刷/岡田印刷



齊院ノ木今昔

昭和三十年代中頃に撮られた写真です。

写真の中の風景は、今の齊院ノ木交差点付近で、写っている道は、当時の国道十一号線(現在の県道松山川内線)です。

写真奥には、ムクノキの巨木(現存せず)があり、その元には「松山札の辻より四里」という一里塚石がありました。

当時はなんともどかな情景でしたが、今は喧噪著しい交通の要衝です。川内町の中で、これほど変わった所も珍しいのではないのでしょうか。

(写真提供 井内西 酒井 孝さん)

なつかしの写真を募集しています！
役場総務課広報係までご連絡ください。
お待ちしております。

編集後記

とうとう
中学校の体
育館が取り
壊されまし
た。

「この体育館で青春の汗を流した人も多い」などと書く
と、こそばゆいが、本当に中学
生の輝いていた時期、この体
育館で汗を流した人も多い。
日常生活の中では、自分自
身あまり年をとった感じがし
ないが、このようなことに合
うと、過ぎた時間を思っ
てしまう。

かわうち探検隊

第35回



渡部家(西門さん)より
川内町に寄贈された
“アイロン”

上の写真は、何に見えますか。実は、昔のアイロンです。

その鍋のような部分に炭火を入れ、木の柄をもつて布地をのす道具です。当然、鍋のような部分は非常に熱くなるので、それを載せておく台もセットになっています。

アイロン

このアイロンを載せる台の裏には、「萬延」の文字が記されており、このアイロンが造られたのは、幕末で、その後明治、大正、昭和と使われていたと思われまます。

よく使われていたのでしょうか、布地に押しあてる部分は、黒光りがしていました。